

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)

## 3134号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座001110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



飛鳥 光の回廊 (奈良県明日香村)

### もくじ

- 随情
- 政
- 政
- 活

#### 想報 策策 動

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の 延長・拡充等に関する緊急要請活動を実施……………	(2)
地域人口の急減に対処するための新たな組合づくり ―各都道府県町村会で説明会を開催―……………	(4)
女性の視点からの災害対応 ―ガイドラインと令和2年7月豪雨に係る取組―……………	(7)
町村Navii……………	(1)
戦国大名「藤堂高虎」とともにまちづくり…滋賀県甲良町長 野瀬 喜久男……………	(1)

### コラム

## 新結合

東洋大学国際学部国際地域学科教授

沼尾 波子

新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、東京一極集中型の社会経済システムに変化の兆しが見えてきた。すでに、企業が本社機能を地方に移転したり、各地にサテライト・オフィスを開設する動きも拡大している。

人々の働き方も大きく変化した。在宅でのリモートワークが導入されたことにより、若年層を中心に、地方への移住を考える人々も増えてきた。2020年7月には、東京都の人口は2,522人の転出超過となった。環境の良い場所で休暇を兼ねてリモートで仕事をするワーケーションという働き方も生まれている。

では、いったいどのような地域が移住や滞在先、ないし事業所の移転先として選ばれるのだろうか。それを考えるうえで重要なひとつの概念が「新結合」である。

「新結合」とはイノベーションの和語である。イノベーションといえば「技術革新」と訳されることが多い。だが、この概念について、シュンペーターは当初、「新結合」と説明していた。これまでになかった結びつきによって、新しい製品、新しい生産方法、新しい市場の開拓、新しい原材料・半製品の供給源、新しい組織といった新次元が切り開かれ、そこから、新たなものが創造される。

つまり、イノベーションとは0から1を生むことではない。今ある資源、人材、環境、商品などに目を向け、それら一つひとつをありのままに受けとめ、それらを地域内外の資源や人材、環境や組織などと新たに「結合」することで、これまでにないものが創造されることである。島根県海士町の「ないものはない」という宣言は有名だが、あるものの「新結合」から革新を生むというイノベーション宣言と読むこともできる。

イノベーションは技術のみならず、社会組織や制度の革新という文脈でも語られる。若年世代が移住や交流を求める地域には、受入態勢に柔軟性がある。例えば、雇用や住宅を整備し、そこに当てはまる人を呼び込むとすると、移住者はその枠組みの中で生活するしかない。しかしながら、一緒に空き家のリノベーションを考えたり、地域課題をビジネスにする手法を模索しながら仕事と暮らしを創造する態勢があれば、地域の人々とヨソモノとの「新結合」による創造が起る。

「関係人口」と一言でいうが、関係のなかから、小さくても新たな結合が生まれるかどうか。ここに地域の発展を決める重要な力があるに違いない。

### 写真キャプション

「飛鳥光の回廊」は、明日香村で2004年から毎年9月に開催されている光のイベント。飛鳥寺・岡寺・石舞台古墳など、村内の代表的な寺社・史跡・施設が約2万本のロウソクの灯りで繋がる。幻想的なイルミネーションに彩られた飛鳥の秋夜が楽しめる。(今年の開催は中止)

活 動

**「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の延長・拡充等に関する緊急要請活動を実施**

**全国町村会**

全国町村会並びに全国知事会、全国市長会は合同で、近年、毎年のように記録的な豪雨や大型台風、地震などによる自然災害が発生し、災害の様相も頻発化・激甚化・広域化していることから、我が国の経済・社会活動を停滞・深刻化させることなく、持続的に発展させていくため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の延長・拡充等に関する緊急要望をとりまとめ、9月9日、政府・自民党に緊急要請を行いました。

要請活動には、本会から荒木泰臣会長（熊本県嘉島町長）及び永原謙二副会長・会長代行（福岡県大任町長）、全国知事会から黒岩祐治危機管理・防災特別委員会委員長（神奈川県知事）、全国市長会から立谷秀清会長（福島県相馬市長）が参加し、武田良太防災担当大臣、二階俊博自

■ 内閣官房



▲武田防災担当大臣（中央）、に要請する荒木会長（左端）、永原副会長・会長代行（右端）、黒岩全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長（中央右）、立谷全国市長会長（中央左）

■ 自由民主党



▲二階幹事長・国土強靱化推進本部長（中央左）、林幹事長代理（中央右）に要請

令和2年7月豪雨は、九州地方を中心に、西日本から東日本の広範囲

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の延長・拡充等に関する緊急要望

による対応に対しお礼を述べたうえで、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の延長・拡充と併せて、緊急防災・減災事業債など関連地方財政措置についても延長及び対象事業の拡大を要請した。

これに対し、武田防災担当大臣からは、「3か年緊急対策については、自民党、公明党も5年間の延長を要望している。国民の生命を守るため責任をもって対応する。地方の声と今の日本の災害状況を見ながら財政当局と連携して進めていきたい」等の発言があった。

また、二階幹事長は、緊急対策は3年では足りないなどと述べ、緊急対策の延長に対し理解を示した。

同要望は、国土交通省など関係方面にも提出した。

由民主党幹事長・国土強靱化推進本部長、林幹雄同党幹事長代理、黒田武一郎総務事務次官に要望書を手渡した。

荒木会長は、7月豪雨の復旧・復興に向けて日々前進していると国による対応に対しお礼を述べたうえで、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の延長・拡充と併せて、緊急防災・減災事業債など関連地方財政措置についても延長及び対象事業の拡大を要請した。

活 動

■ 総務省



▲黒田総務事務次官（中央）に要請

組み、所要の成果をあげてきているところである。

このような中、我が国は現在、これまで経験したことのない新型コロナウイルスとの戦いに、国・地方一丸となつて懸命に取り組んでいるところであるが、このような厳しい状況下にあつて、今後も、激甚化する水害や首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模自然災害がいつでもどこでも想定される中で、我が国の経済・社会活動を停滞・深刻化させることなく持続的に発展させていくためには、国民の生命と財産を守る防災・減災対策及び重要なインフラ機能を確保するための国土強靱化対策を引き続き強力に推進することが喫緊の課題である。

このため、下記の項目について強く要望する。

1. 令和2年度で期限を迎える「防

災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、インフラの老朽化対策や気候変動への対応など近年の情勢を踏まえ、事業を充実の上、さらに5か年延長すること。

2. 同緊急対策に関連する各事業の予算・財源については、令和3年度以降、その必要額を別枠で着実に確保すること。

3. 令和2年度に期限が到来する緊急防災・減災事業債等について延長するとともに、地域の実情を踏まえ、対象事業を拡大する等の地方財政措置の拡充を図ること。

4. 被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材等を確保するなど、災害対応のための組織体制の充実・強化を令和3年度以降も継続的に図ること。

令和2年9月9日

- 全国知事会 会長 飯泉 嘉門
- 全国市長会 会長 立谷 秀清
- 全国町村会 会長 荒木 泰臣

にわたる大規模な河川の氾濫や土砂災害によって、甚大な人的・物的被害をもたらした。また、台風10号も猛威を振るうなど、近年、毎年のように記録的な豪雨や大型台風、地震などによる自然災害が発生し、災害の様相も頻発化・激甚化・広域化している。

国においては、平成30年度より「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を決定し、地方においても緊急性を有する防災・減災対策等の国土強靱化対策に積極的に取り

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたすら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内  
●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
  - 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。
- このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社

SJNK17-16682(2017.12.28作成)

# 地域人口の急減に対処するための 新たな組合づくり

## —各都道府県町村会で説明会を開催—

### 総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室

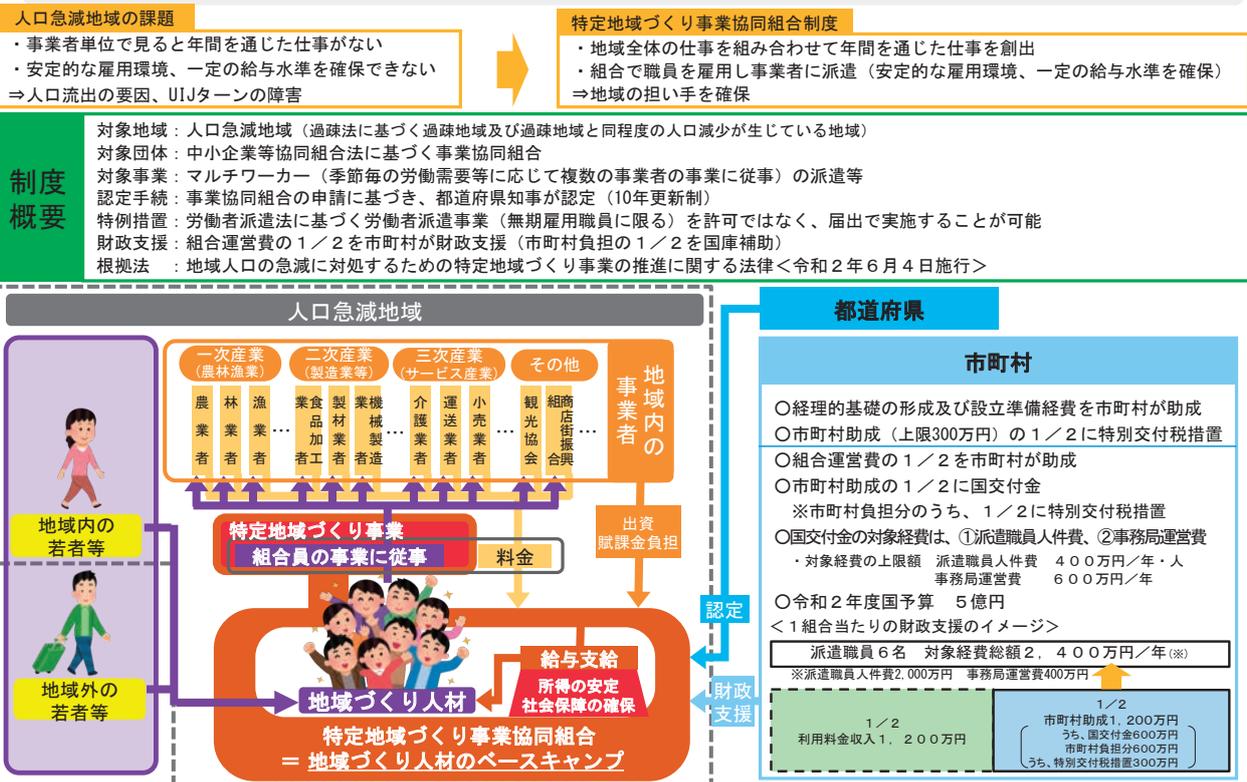
#### 1. なぜいま特定地域づくり 事業協同組合制度なのか

本年6月施行の『地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律』により創設された『特定地域づくり事業協同組合制度』は、人口の急減によりさまざまな産業の担い手確保に悩む地域にとって、有効なツールとなるものである。

地域の事業者は、「仕事はあるが人がいない」、「繁忙期と閑散期の差が大きく通年で人を雇う仕事量は少ない」、「1人常勤で雇うのは経営体力的に厳しい」などの課題を抱え、他方、都市部の若者等は、「地方への移住に対する興味はあるが地方の仕事の雇用条件が不安」、「何も知らない土地なので、まずはさまざまな業務を経験したい」との想いを抱いている、というケースが少なからずある。本制度は、中小企業等協同組合法と労働者派遣法を活用し、事業協同組合を通じて地域の事業者が人材をシェアすることにより担い手を確保するとともに、就業者に対し安定した所得と社会保険、多様な働き先を提供することにより若者等が地域に入る環境を整備するものである。

### 特定地域づくり事業協同組合制度の概要

〈図表1〉



政 策

る。(図表1参照)

派遣先の組み合わせとしては、季節、曜日、時間などによる業務の繁閑や、農林水産業、食品加工などの二次産業、介護・運送・小売業などの三次産業をうまく組み合わせることで、地域の実情に応じた多様な設計が可能である。

また、制度が適用される地域の要件である「人口の急減」については、基準を数値で厳格に定めるのではなく、都道府県の判断で、法律2条1項に規定する「一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況」を実質的に満たしていれば、法3条3項各号に掲げる基準（自然的経済的社会的条件からみて一体、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要と認められる地区等）を満たしている限り対象とすることができ、緩やかな仕組みとなっている。したがって、過疎地域に限定されるものではない点に留意が必要である。

財政面では、組合の立ち上げに係る市町村からの支援が特別交付税措置の対象とされ、また、派遣職員の人件費及び事務局運営費に係る市町村からの支援が国の交付金及び特別

交付税措置の対象とされていること、そして、交付金の対象期間の制限がないことが大きな特徴である。

新型コロナウイルス感染症を契機として都会の密集リスクへの懸念が高まっている現在、本制度を通じて地域内外の若者等の地方への移住・定住につながることを大いに期待される。

2. 制度の運用にあたって留意すべき事項について

制度が施行されてから3ヶ月あまりが経過し、各地で検討が進められている。具体的な検討に当たり、本制度の健全な運用を確保するために必要な基本的留意事項を述べる。(図表2参照)

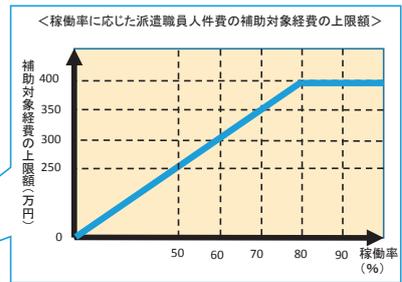
まず、本制度は事業協同組合制度を活用した上で国からの財政支援を組み合わせるものであることに鑑み、組合は派遣労働者を少なくとも2以上の派遣先事業者へ派遣し、かつ、1事業者あたりの労働時間を年間総労働時間の8割以内に抑える必要がある。1事業者への派遣が8割を超えると、個社の直接雇用と実質的に差がなくなり、本制度の趣旨にそぐわないためである。

特定地域づくり事業協同組合に対する財政支援の概要

図表2

【国庫補助】

- 名称「特定地域づくり事業推進交付金」(予算計上:内閣府、執行:総務省)
- 組合運営費の1/2の範囲内で公費支援(国1/2、市町村1/2)
- 対象経費は、(1)派遣職員人件費、(2)事務局運営費
  - ・対象経費の上限額 派遣職員人件費 400万円/年・人、事務局運営費 600万円/年
- 令和2年度予算 5億円
- 制度の健全な運用を確保するための仕組み
  - ① 複数の事業者への職員派遣
    - ・派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の8割以内
  - ② 労働需要に応じた職員の確保
    - ・派遣職員の稼働率が8割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減

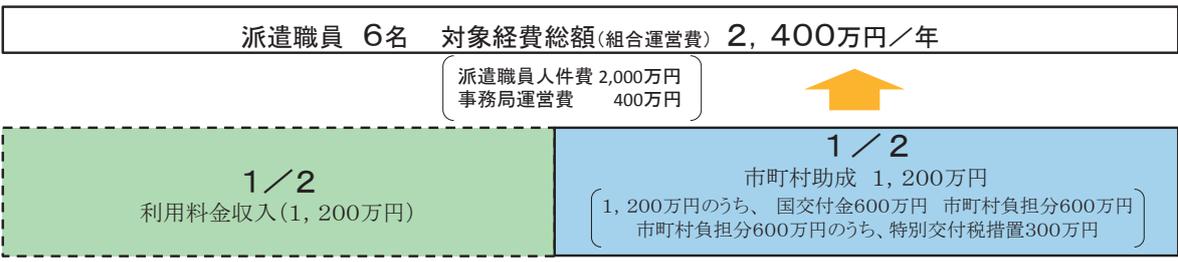


【地方財政措置】

- 特定地域づくり事業推進交付金に係る地方負担(措置率1/2)
  - 特定地域づくり事業協同組合の設立支援に関する地方単独事業に係る市町村負担(対象経費の上限額 300万円、措置率1/2)
- ※ 既存の移住・定住対策に係る特別交付税措置(措置率1/2(財政力補正あり)等)も活用可能。

・ 経理的基礎形成への支援(組合への財政支援)  
・ 設立準備への支援  
(関係団体との設立準備協議会等の開催、組合設立準備に必要な調査、手続に係る経費等)

<1組合当たりの財政支援のイメージ>



政 策

次に、労働需要に応じた職員を確保する必要がある。派遣待機の状態や休業の期間をできるだけ短くし、派遣職員の稼働率が8割以上となるよう、組合は派遣先の確保に努める必要がある。

3. 総務省に寄せられる問合せについて

組合の設立を検討されている団体から寄せられる問合せの中から代表



高知県町村会(総務省出席による説明会)

的なものをいくつかご紹介する。  
①「市町村は組合員になることができるか」

市町村は、中小企業等協同組合によれば、事業者にはあたらないため、組合員になることはできず、組合へ出資することや、組合員として派遣職員を受入れることはできない。しかしながら、市町村から組合の設立支援のために補助等（特別交付税対象経費）を行うことや、組合員の利用に支障がない場合は一定の要件のもとで員外利用により派遣職員を受入れることは可能である。

②「1時間あたり1,000円との総務省モデルの利用料金水準を満たす必要があるのか」

総務省の説明資料において収支予算の一例としてお示ししている利用料金は、あくまでも例示であり、必ずしも1,000円とする必要はない。実際の料金設定にあたっては、少なくとも最低賃金以上の水準を担保した上で、地区内の他の事業者の賃金や委託料等の水準、派遣労働者の処遇として適切な水準を踏まえて、地域の実情にあった利用料金を検討いただきたい。

徳島県町村会Zoomによる説明会



4. 説明会の開催について

総務省では本制度について、順次、各都道府県町村会で説明会を開催している。説明会は、すでに開催予定の会議の日程に追加する形で行われており、総務省の担当官が出席し直接説明するほか、ZoomやSkypeを利用したWEB説明会など、コロナ禍においても安心して開催できるよう努めている。

今後も説明会を開催する予定であり、都道府県町村会等において説明を希望される場合は、総務省自治行政局地域振興室（03-15253-5534）または全国町村会経済農林部（03-3581-0485）へご連絡願いたい。

※法律の概要については、本年2月10日発行号（第3109号）に掲載しており、ご一読願いたい。

● 休刊のお知らせ ●

9月28日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。第3135号は10月5日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしく願います。

政 策

# 女性の視点からの災害対応 ～ガイドラインと令和2年7月豪雨に 係る取組～

## 内閣府男女共同参画局総務課

### 女性の視点からの災害対応の 重要性

災害は、自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まると考えられています。被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要です。中でも、人口の半分は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが、災害に強い社会の実現にとって必須といえます。

さらに、災害時をはじめとする非常時には、平常時における固定的性別役割分担意識（男は仕事・女は家庭、のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと）を反映して、ジェンダー課題が拡大・強化されます。したがって、平常時からあらゆる施策の中に男女共同参画の視点を含めることが重要です。

本稿では、本年5月に作成した、女性の視点からの防災・復興ガイドラインの概要と、令和2年7月豪雨に係る女性の視点からの取組を中心に、国の女性の視点からの災害対応

の取組についてご紹介します。

### 女性の視点からの防災・復興 ガイドライン

内閣府男女共同参画局では、本年5月に、『災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～』（以下、「ガイドライン」という。）を作成しました。本ガイドラインは、地方自治体の男女共同参画担当部局と、防災・危機管理担当部局とが、女性の視点からの災害対応を行う際に参照できるものとして作成し、内閣府男女共同参画局長と政策統括官（防災担当）の連名で都道府県知事及び政令市市長に通知しました。

作成にあたっては、令和元年度に有識者から成る検討会を設けて議論を行うとともに、災害対応の経験のある地方公共団体をはじめ、全国47か所へヒアリング調査を行いました。その後、検討会が示した、ガイドライン（案）に対してパブリックコメントを行い、およそ700件のご意見をいただき、必要な修正を経て完成しました。

## 7つの基本方針

第1部 7つの基本方針

ガイドラインの骨格となる7つの基本方針を示しています。

平常時からの取組の重要性に加え、女性は防災・復興の「主体的な担い手」であること（防災・復興の意思決定の場への女性の参画推進）、

- (1) 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- (2) 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
- (3) 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
- (4) 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- (5) 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
- (6) 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
- (7) 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

政 策

避難所チェックシート

確認日: \_\_\_\_\_ 確認者: \_\_\_\_\_

① 避難所のスペース	
プライバシー	<input type="checkbox"/> 授乳室(椅子、授乳用の枕やクッション、おむつ替えスペース)がある <input type="checkbox"/> 男女別更衣室、男女別休養スペースがある <input type="checkbox"/> 男女別更衣室、男女別休養スペースが離れた場所にある <input type="checkbox"/> 間仕切り・パーティションがあり、その高さや大きさなどが、プライバシーの保護の観点から、十分である
要配慮者	<input type="checkbox"/> 適切な通路が確保され、段差が解消されている <input type="checkbox"/> 乳幼児のいる家庭用エリアがある <input type="checkbox"/> 介護・介助が必要な人のためのエリアがある <input type="checkbox"/> 単身女性や女性のための世帯用エリアがある <input type="checkbox"/> 女性専用スペース(女性用品の配置・女性相談)がある <input type="checkbox"/> キッズスペース(子供たちの遊び場・勉強・情報提供)や保育エリアがある <input type="checkbox"/> 足腰が悪い人のための寝具(段ボールベッド等)が提供されている
トイレ	<input type="checkbox"/> 安全で行きやすい場所に設置されている <input type="checkbox"/> 女性トイレと男性トイレは離れた場所にある <input type="checkbox"/> 女性トイレ:女性用品・防犯ブザーの配置、仮設トイレは女性用を多め <input type="checkbox"/> 男性トイレ:尿取りパット等の配置 <input type="checkbox"/> 多目的トイレが設置されている <input type="checkbox"/> 洋式トイレが設置されている <input type="checkbox"/> 屋外トイレは暗がりにならない場所に設置されている <input type="checkbox"/> トイレの個室、トイレまでの経路に夜間照明が設置されている <input type="checkbox"/> トイレに錠がある
入浴施設	<input type="checkbox"/> 安全で可能な限りバリアフリーに対応した入浴施設がある <input type="checkbox"/> 男女問わず一人で(又は付き添いを受けながら)入浴できる施設がある
安全	<input type="checkbox"/> 避難所の危険箇所や死角となる場所の把握・立入制限がされている <input type="checkbox"/> 間仕切り・パーティションが高い場合は個室の定期確認がされている
その他	<input type="checkbox"/> 各部屋に部屋札(ピクトグラム、やさしい日本語)が設置されている <input type="checkbox"/> 掲示板による情報提供(インターネットが使用できない人・情報が届きにくい人向け)がされている



男女の人権を尊重して安全・安心を確保することなどを掲げています。

また、検討会やヒアリングでは、男女共同参画担当部局や男女共同参画センターの災害対応における位置づけを明確にするべきだ、というご意見を多くいただきました。ご意見を受けて、基本方針の1つとして柱立てしています。

第2部 段階ごとに取り組むべき事項

第2部では、災害対応を「平常時」の備え、「初動段階」、「避難生活」、「復旧・復興」の4つの段階ごとに、女性の視点から取り組むべき事柄を記載しています。読みやすく使いやすいよう、およそ1ページに1つのテーマを取り上げ、それぞれのページの頭には、チェックリスト形式で各テーマのポイントを示しました。また、写真やグラフも多く採用し、わかりやすいものとなりました。

災害時に避難所の運営を担う、町村職員の皆様におかれましては、特

に「避難所の開設・運営」、「避難所の環境整備」、「物資の供給」のページを中心に参照していただきたいと思えます。また、第2部のペーシの上部には、「取組主体」という欄を設けました。「市町村」のようにチェックが入っていますので、ガイドラインを読む際の目印にしてください。

第3部 便利帳

切り離して使えるさまざまなチェックシート(備蓄、避難所、応急仮設住宅、復興住宅、男女別データ)や、「授乳アクセスメントシート」、「避難所の見回り・相談ポスター」(出典:全国女性会館協議会)など、災害時に便利に使用でき、見本となる素材を掲載しています。避難所を開設した際には、「避難所チェックシート」を使って避難所の見回りをを行い、環境の改善につなげてください。

ガイドラインの電子媒体は、都道府県を通じて全国の市町村の男女共同参画担当部局及び防災・危機管理担当部局へ送付するとともに、男女共同参画局のホームページにおいて公開しています。また、印刷したものを、9月第2週に都道府県及び市町村の男女共同参画担当部局及び防

災・危機管理担当部局へ発送済みです。

ガイドラインを用いて、庁内研修や、男女共同参画センターと連携した講習会を行うなど、地域の状況に応じてガイドラインをさまざまな場面で活用いただきたいと思えます。

防災基本計画の修正

地方公共団体に対するガイドラインの通知発出と同日付の防災基本計画修正において、男女共同参画に係る修正を行いました。今後の修正において、男女共同参画に関連して新たに盛り込んだ点は次の3つです。地域防災計画の修正に当たっては、ガイドライン第2部「地域防災計画の作成・修正」と併せてご確認ください。

- 国は、女性視点での災害対応の強化を図るため、地方公共団体において防災担当部局と男女共同参画担当部局、男女共同参画センターの連携体制が構築されるよう取り組むこと
- 地方公共団体は、平常時及び災害時における男女共同参画部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携して明確化して

政 策

おくよう努めること

●国は、女性視点での災害対応の強化を図るため、被害状況を踏まえ、必要に応じ、職員を現地に派遣し、地方公共団体の災害対策本部に男女共同参画担当部局等が組み込まれるよう、必要な支援・助言を実施すること

国の取組強化

ガイドラインの作成、防災基本計画の修正に加えて、本年4月以降、次のとおり国の取組を強化しています。

●関係省庁災害警戒会議及び関係省庁災害対策会議の構成員に男女共同参画局総務課長を追加（令和2年4月）

●内閣府調査チームの構成員に男女共同参画局を追加（令和2年4月）

令和2年7月豪雨に係る取組

前項で述べたとおり、本年4月に内閣府調査チームの構成員に加わったことにより、内閣府調査チームの一員として初めて、男女共同参画局の職員を熊本県庁に派遣しました。派遣職員は、7月6～17日のおよそ2週間にわたって政府現地災害対策

性被害・性暴力防止ポスター（熊本県提供）

避難所に更衣する場所がないので更衣室をダンボールで作ったところ上からのぞかれた。その更衣室を使うときは見張りを立てるようにした（13～16歳女子）

避難所で成人男性からキスしてと言われた。トイレまでついてくる。着替えをのぞかれる。母親を含めて誰にも知られたくない。加害者が避難所にいらなくしてほしい。（6～12歳女子）

男子が同じ避難所にいる男性にわいせつな行為をされた。ほかの男子数名も被害に遭った。家族が、避難所の宿直だった役職職員に相談し（中略）、加害者には避難所から出てもらうことにきまったが、その前に加害者は避難所を出た。（6～12歳男子）

避難所で夜になると男の人が毛布に入ってくる。周りの女性も「若いからかたないね」と見て見ぬふりをして助けてくれない（20代女性）

授乳しているのを男性にじつと見られる。警察に連絡したら巡回の回数が増やされた。その後、授乳スペースが設けられた。（30代女性）

**熊本地震の際も起きたことです！**

**避難所・避難先では、性被害・性暴力DVなどが発生するリスクが高まります**

引用：災害時における性暴力（DV以外）の事例シート（阪神淡路大震災・東日本大震災）  
東日本大震災女性ネットワーク調査チーム 2015『東日本大震災「災害・復興における女性と子どもへの暴力」に関する調査報告書』

室に常駐し、熊本県内の21市町村の避難所等を巡回し、ガイドラインに基づき取組を個別に依頼しました。さらに、熊本県環境生活部男女参画・協働推進課（以下、「県男女課」という。）と密に連携し、県男女課において女性の視点からの災害対応

を行いました。まず、災害対策本部会議において、環境生活部長から、ガイドライン及び避難所チェックシートの活用について呼びかけるとともに、避難所に派遣される県職員全員にガイドラインの避難所チェックシートを配布

し、活用を依頼しました。庁内では、関係部局（健康福祉部避難所等支援室、同すまい対策室、土木部住宅課、同建築課）に対して、ガイドラインの活用を依頼しました。また、性被害・性暴力を防止するためのポスター及びチラシを作成

自分を大切にしてください

単独行動はしないようにしましょう！

性的な嫌がらせやいたずらなど尊厳を傷つける行為も犯罪です

被害をうけたら相談を！

周囲の目と支えがたよりです

見ないふり・知らないふりをせず助け合いましょう

ストレスをためず不安な気持ちも声に出しましょう

**相談機関**

※相談は無料です。秘密は守られます  
※受付時間は状況により変化する場合があります。ご了承ください

ゆあさいどくまもと（熊本県性暴力被害者のためのサポートセンター） ☎096-386-5555 24時間

熊本県警察本部（警察安全相談室） #9110 または ☎096-383-9110  
※最寄りの警察署または交番・駐在所でも受け付けています。

熊本県女性相談センター（DV相談専用電話） ☎096-381-7110 8:30～22:00（土日祝は9:00～）

DV相談+（内閣府） ☎0120-279-889 24時間

この情報に関するお問い合わせ

くまもと県民交流館パレア 男女共同参画センター

TEL.096-355-1187（月～金 9:00～17:30）  
FAX.096-355-4318（24時間受付）  
<http://www.parea.pref.kumamoto.jp/danjo/>

し、名刺サイズの男女共同参画相談室のカードと併せて県応援職員に対して避難所に配布を依頼するとともに、県男女課が個別に市町村を訪問した際にも配布しました。加えて、熊本県警察本部の協力を得て、全避難所巡回時にチラシを配布したり、コンビニエンスストアと連携し、被災地域の店舗にポスター及びチラシを設置したりしました。

さらに、応援職員等から、「女性更衣室の設置」について不十分であるとの報告を受け、県地域振興局に対し、各避難所への指導や設置依頼しました。

熊本県のように、庁内、他の公的機関、民間といった様々な関係団体と連携することで幅広い取組につながります。

体制面では、災害対策本部の避難所等支援室に県男女課が参画しました。このように、災害対策本部の下部組織を構成する場合には、男女共同参画担当部局や男女共同参画センターが構成員として参画することが重要です。

そのほか、国においては、橋本聖子内閣府特命担当大臣(男女共同参画)から、7月7日の閣議後会見において、全ての地方公共団体に対し、ガイドラインに基づく取組を呼びか

けるなどしました。

### おわりに

女性の視点からの災害対応の取組をさらに進めていくためには、現場を担う地方公共団体の役割が大変重要です。

国は、今後とも、関係省庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会などの関係団体と連携して、ガイドラインの周知徹底を図り、地方自治体の取組状況をフォローアップすることにより、全国での取組を促進してまいります。町村の男女共同参画担当部局及び防災・危機管理担当部局におかれましても、ガイドラインや熊本県の対応を参考に、平時時から互いに連携して女性の視点からの取組を進め、地域の災害対応力を強化していただきますよう、お願い申し上げます。

### ● 連絡先

内閣府男女共同参画局総務課  
地域・防災担当

(03-6257-1355)

## 町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

<http://www.zck.or.jp/choson/>

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えています。ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。



[kouhou@zck.or.jp](mailto:kouhou@zck.or.jp)

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)までお願いいたします。

随 想

随 想

戦国大名「藤堂高虎」  
とともにまちづくり



滋賀県甲良町長 野瀬喜久男

「こと総合戦略」とともに人口減少対策の根本計画として独自に「持続可能な地域計画」を本年度中に策定する予定であります。このことは、新型コロナウイルス感染症対策後の新しい社会の在り方をめざす地方創生につながることを考えています。小さい町ならではの地域コミュニティ振興にも力を注いで行きたいと思っています。

行政の基本施策はしっかりと行いながら、地域特性を活かしたもう一つの柱は、町内に水路が縦横に張り巡っている「せせらぎのまち」と歴史・文化・伝統を磨くまちづくりも重要であると考えます。

甲良町は、バサラ大名の佐々木道誉・日光東照宮造営の甲良豊後守宗廣・戦国大名の藤堂高虎の三英傑を甲良三大偉人と称しています。三大偉人の中の「藤堂高虎」は、全国に数百万人のファンがおられるとのことであり、また歴史的ゆかりの地が多数あることから、藤堂高虎をシンボルとしたまちづくりに力を入れています。

藤堂高虎は、1556年に江州犬上郡藤堂村が出生の地で、幼名は「与吉」でお母さんと乳母のお乳で育てられ、1m90cmの大男であったと言われています。

高虎出生の集落では、高虎公顕彰会を設立し、数々の事業が展開されて

ています。代表的な事業を紹介しましょう。

- ・ 農業用水が噴き出す親水公園に、高虎は生涯を通じて平和の希求者であったとして四足とも着地の「騎馬銅像」が設置。



- ・ その「高虎公園」には大阪城の再建に使用する目的で、京都加茂町の大野山から藤堂藩が切り出した巨石が石垣に使われずに、川原にあるとの情報のもと、許可を得て11トンの「残念石」が公園に設置されています。

- ・ 藤堂高虎の先祖が勧請したのがはじまりとされる出生地の神社に紫藤の老樹があり、花房の咲き揃う5月上旬に藤切り行事と「藤祭り」の交流イベントが毎年盛大に開催されています。



ゆかりの地連携事業として、2年に一回会場を持ち回りにした「高虎サミット」を開催しています。三重県津市⇩滋賀県甲良町⇩三重県伊賀市⇩愛媛県今治市の順番で、今回は

令和4年に今治市で開催が予定されています。

また、毎年の恒例行事として、ゆかりの地や高虎の下屋敷があった東京神田和泉町など関係者が集い、NHK大河ドラマに「高虎」をと請願活動をねばり強く実施しています。

甲良町では、令和元年10月に新作能「高虎」を初演いたしました。3ヶ年のプロジェクトとして能楽師や能面師のご協力により制作することができました。大変奥が深い芸術であることを実感した次第です。能楽は600年以上の歴史があり、高虎は五流派目の喜多流をおこすことに深く関与しており、城づくり・まちづくりの名手のみならず、文化人そして風流人でもある深さを感じております。本町で誕生した能楽が単発に終わることなく、ゆかりの地で演じられるよう各般のご支援をいただきながら、いずれ「国立能楽堂」や「海外での公演」を夢見つつ、私も能楽の勉強を始めた次第です。

藤堂高虎の出生の地が、高虎の聖地となるよう全国の識者などから高虎に関する情報を何でもいたいただき、いずれ高虎ファン全国集会を本町で開催ができるよう、本町のまちづくりが着実に前進する取組に励みます。

甲良町は、2020年8月1日現在、住民基本台帳人口は6,829人で、滋賀県内19市町の中で一番人口の少ない町であります。社人研の将来推計人口予測でも、2045年には40%以上減少する消滅可能性の町となっています。既に本町は平成26年度に滋賀県で唯一「準過疎地」となっています。  
令和3年度に「過疎新法」が制定される見込みであり、本町も法適用が否かは別として、「まち・ひと・